

## 学員会における中大法曹会



中央大学理事  
坂本 建之助

わが中央大学の誕生は、その前身「英吉利法律学校」として明治一九年（一八八六年）七月一日、少壮法律家一八名によってであり、中央大学学員会の誕生は、記録によると、明治二二年（一八八八年）一〇月二日、「英吉利法律学校々友会」創立総会によってであり、その会員は卒業生の全員数十名であった筈である。

私は、当時の交友会会則を見ていないが、その創立目的は、昭和二八年三月九日制定施行の「中央大学学員会会則」第二条に謳われている「本会は、学員相互の親睦をはかり、常に学員の健全な与論を結集して母校中央大学の興隆に寄与することを目的とする。」というのと実質的には同じであったものと思われる。

明治一九年七月の第一回卒業生は僅か四名であったが、いまや、本学学員の総数は、三六万余名（但しそのうち判明している物故者数は一万四二七七名）に達している。その中でわが中大法曹会は、在京法曹を中心として、昭和二六年に組織せられ発足したが、学員会支部として承認せられたのは、学員会に地域支部のほかに職域支部が認められるようになった昭和二八年であり、まさに職域支部第一号としてであった。当時の会員総数は四九一名、不肖私もその一員であった。

そして、現在の中大法曹会会員数は二、三〇〇余名に達し、在京法曹全体の約三分の一を占め、法曹界においては大きな存在となっている。

現在、わが大学には、法・経・商・理工・文の五学部があるが、経済学部、商学部の創部は大正九年、理工学部は昭和二四年、文学部は昭和二六年の創部であり、それまでは法学部のみが存在した。従って、本学関係の社会における活動家の多くは法学部出身者であったこともあって、これらの人々を会員とする中大法曹会支部は、現在の学員会内地域支部八四、職域支部四八、計一三二支部のなかでも有力な支部として、他の有力な経済人による南甲倶楽部、政治家による国会白門会、スポーツ人による学員体育会などと共に、学員会における中心的存在となっている。

学員会会長として法曹界長老の堂野達也先生、同副会長として松井宣先生があるほか、参与・常任幹事・幹事・会計監事・協議員等に法曹会から多数の人材をおくって、学員相互の親睦と母校中央大学の興隆発展という学員会活動に有効に寄与していると云っても過言ではないと思う。

私は、学員会幹事として学員会活動に参画しているが、昭和六三年度年初において、同年度事業としては、先づ同年度事業計画の審議を行い、その中で、

- 一、母校創立百周年記念事業資金募集に対する協力
- 二、学員会創立百周年記念行事、事業の企画、実行
- 三、父母連絡会との交流
- 四、学員のための学員会本部主催文化講演会の開催、大学が主催する学術講演会についての協賛
- 五、「中央大学学員時報」の発行
- 六、同年度卒業生名簿の発行
- 七、「学員会のしおり」の発行

八、学員サービスカードの発行

九、多摩校舎見学と観桜会

一〇、文化並びに体育の分野で顕著な活躍により、母校の名声を高めた学生並びに学生団体の学員会としての表彰

一一、卒業生祝賀パーティへの参加

一二、財団法人白川奨学会の管理運営

一三、同 事業資金の募集活動

一四、大学側役員との懇談会

一五、その他学員会の活動に資する事項

等を策定し、活動している。

これらの活動のための中大法曹会会員の参加、出席は二〇〇パーセントに近く、会議室は、他の関係学員と共に常に満席に近い。即ち中大法曹会の学員会への寄与、ひいては母校中央大学への寄与は、大先輩山本清二郎先生の中大理事長、宮田光秀先生の中大評議員会議長としての寄与と共に、大きなものがあると云うのは自画自讃とは思わない。

然し、また、母校中央大学は、将来を展望して広大なキャンパスを多摩に建設し、昭和五三年文科系四学部がこれに移ったものの、当分の間、場所的不便さを免れないこと、大学の眼玉になる司法試験合格者の、曾ての時と較べてのやや低調、従来から指摘されてきた一八才人口の急増、急減の問題に加え、国庫補助金の抑制傾向、海外大学の日本進出の動きや専門学校志向の増加傾向、消費税導入による学資への影響などの諸要因と、多摩校舎移転による財政負担の厳しさの増大を思うと、まさに安閑たり得ない状況にある。

この時にあたり、母校中央大学の一層の興隆発展を希うわが学員会も、更なる智慧を絞らなければならぬと思われる。



従ってまた、わが中大法曹会も自画自讃だけでは恥かしくなりそうである。皆さんと一緒に考えようと思う。どうぞ宜敷く。



# 監事から見た中央大学



中央大学 監事 水上 喜景

編集者よりの注文は中央大学の理・監事会について書け、と云うことであったが、理事会の審議状況を一々報告しなくても始まらないし、発表に適さないこともある。

そこで理事会の現況等を概略説明した後「監事から見た中央大学」について二、三拾って見様と思う。

×

×

×

中央大学の理事は理事長一、学長一、常務理事二の外平理事一四名（法、経、商、工、文各代表一、法曹会三、南甲二、国会一、運動部一、大阪一、事務局長）である。之に監事三名（法曹会一、南甲一、事務局OB一）と評議員会の正副議長が参加して理事会が開催される。

理事会の審議事項は大学五学部は素より、付属の高校三校の外、独立会計の事業部、経理研究所、通信教育部の経営、人事の重要事項すべてに亘っている。従って理事会は会社で云う重役会である。

出席者の発言は自由で役職による制限はない。昔は発言も少なく担当常務理事提出の議案の説明を聞いてパスさせることが多かったと聞くが現在の理事会は非常に活性化して居り午後三時から五時迄の予定時間内に、終わることは

先ずない。六時を過ぎることの方が多いい位である。

監事に就任して先づ感じたことは、大学財政の厳しさである。

大学会計には「資金収支計算」と「消費収支計算」があり更に「基本金」と云う奇怪な科目があるため非常に難解であるが之は監督官庁の規制による制度であるから立法論は免も角、運営に当っては之によるより仕方がない。

それによれば「消費収支」計算に於て収支差額ゼロが理想的な決算であるが中大の場合昭和六二年度決算で累積赤字が一四三億円余で、緊縮した昭和六二年度決算に於ても赤字約一〇億七九〇〇万円である。

同年度消費支出が二三二億余円、内人件費支出が一六〇億余円の財政の現況からして此の赤字の克服は容易でない。赤字克服のためには収入を増加させるか、支出を切詰めることであるが支出は大部分が人件費と借入金関係であるから増加こそすれ減少することは期待できない。収入の面でも大口である学費（一六四億円）は値上げした許りであるし、補助金（三〇億円）は漸減傾向であるし、受験手数料（二二億円）、寄付金（二四億）、の飛躍的增加も考えられない。

そこで百周年記念館利用の収入も考えて見たが収益事業を行うと固定資産税が賦課されるし、委員会に対する思惑もあるし大学財政を支える程の収入も期待出来ない（但し人件費、経費の赤字丈は防止しなければならない）。

斯うして見ると赤字脱却は八方ふさがりでその脱出路は仲々発見困難であるが学費の割アップか人件費の割カットができれば概ね数字は合って来る。亦補助金、寄附金の増額対策も出来れば累積赤字漸減の方向に向うであろう。

中大の教職員の金銭給与は主なる私学中最高である。そして年収一千万円を超える教職員数も亦同様である。

どうしてそうなったか？ 夫れは校舎の多摩移転の際教職員の優遇策を講じたことと当時採用した教職員が成長、高

令化したことによる由である。そして教員の定年は七〇才、職員の定年は六五才である。之が年々昇給して行くのであるから財政は圧迫される。

更に頂けないのはそれにも拘らず毎年ベースアップの団体交渉が激しく行われていることである。

教職員組合役員は大挙して交渉の場に現れ財務担当の常務理事一人（随員はいるが殆んど発言しない由）を相手に「御前」と云う様な失敬な言葉まで使つてつるし上げ状態の交渉が行われ徹夜になることも再々である云う。そして本年度の団交に於ても組合は金額では都下第一のものを獲得している。―日本一の金銭給与を得てい乍ら尚此のガメツサである。

教職員組合の団交要員は殆んどが他大学出身者であると云う。愛校心などは期待すべくもない模様で誠に寒心に堪えない。

自分達の職場である大学の浮沈など念頭にないものと見える。

何れにしても聖職と思われている大学や高校の先生が口汚い言葉で徹夜の団交を続けていると云うことは全く意外であった。

x

x

x

元来中央大学は地味な大学であるが今後益々地味になって行く（一般の評価が低下して行く）ような気がしてならない。そして経営的にも前記のように窮境にある。此の状態から脱出するにはどうすべきであろう。其の対策としては、第一には総長を定めることである。

現在総長の職務は学長が代行しているが象徴としての総長は是非必要である。敢然とした総長の存在は学内外に与える影響著大なものがあろう。

第二には経営陣の強化である。



経営に参画する役員が理事長、学長の外常務理事二名、後は非常勤理事である。其の内学長は総長代行であるし、教学とのかけ持ちであるから常勤は理事長を含めて三名半である。全く弱体で多忙、大学のビジョン、経営の立直しなど考えている暇はない。

常勤役員の補強を検討すべきであろう。

第三には時勢に適合した新学部の新設である。

之は教学側で研討中であるが清新なビジョンの下に中大らしい内容と形態を備えた新学部を創設するならば大学の振興に役立つことと思う。

第四には夜間部の立直しである。

中大夜間部は古い伝統を有し多くの人材を輩出しているが今日の夜間部は第二昼間部の靚を呈し昼間部に落ちた学生が多く真の勤労学生は半数にも足りない。之は地域、交通の影響が多大であると思われるので後楽園校舎、記念館の活用等も考えて体制の建直しをしなければならない。

第五には運動部の振興である。

大学の人気を上げるには運動部が一番である。現在ボートと剣道はふるっているが外には箱根駅伝とスキースケートの一部位である。

野球、ラグビー、サッカー、バレー、陸上、水上等派手な種目の活躍が望まれる。施設は完備しているのだからもっと成績が上っても良い筈である。大学も其の助成を考えねばならない。

第六には役員の数交替制である。

大学の役員は三年で交替する。従って三年たてば全部新顔になる。之では政策の継続性は期待できない。半数交替にして而も熱心な人材を登用するならば政策は継続して大学の運営も円滑に進行するものと思う。



# 中大法曹会の公証人



公 証 人 外 村 隆

中大法曹会は、東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹で組織する会である。ところが、公証人は、判事、検事、弁護士ではないとゆうことで、創立当初から会員として認められていなかった。

しかし、昭和五五年五月の会則改正を期に、幹事選出規程が改正され、幹事選出母体の裁判所、検察庁の下に、それぞれ（判事出身の公証人を含む）（検事出身の公証人を含む）を加えられ、中大法曹会は、公証人を会員とすることを明確にしたわけである。そうして、五六年九月発行の中大法曹会会員名簿には、公証人の部が設けられた。しかし、連絡が悪かったのか、公証人側世話人の怠慢か、検事出身の公証人のみの名簿になって、判事出身の方は掲げられていないのは誠に残念であった。今次の名簿作成には、三上（元検事）、大前（元判事）両公証人のお骨折りによって、遺漏のない名簿が作成されている。

新名簿によると、昭和六三年五月現在、東京都内勤務の公証人である会員は、判事出身六名、検事出身一六名計二二名で、十年前と比較すると、検事出身一六名は数的に変らないが、判事出身二名が六名と増加しているのは喜ばしいことである。これだけの会員があり、何れも、地裁所長、検事正経験の古参法曹でありながら、中大法曹会總會へ

の出席は寥寥たる有様である。これは、公証人も会員であることを知らない方があることと、在官当時から、転任等で東京を離れることが多く、中大法曹会への関心が低いままに過ぎられた方が少なくないためと思われる。こうゆう方々も、学研連の諸団体とか、同期の会には、喜んで出席し世話もされているし、大学の百年記念事業には、所属支部を通じて寄付をされておいて、大学への愛着心は持っておられるのである。よって要は、他の会員と同じく、膨張した中大法曹会に魅力を感じさせる方策如何と云うことにならう。さいわい最近には判事、検事からの幹事の数もふえ、在官中の諸君が副幹事長や役員として活躍されているので、追々、会への関心も高まることと期待している。

この機会に、在京の公証人会員の活動状況等を簡単に報告申上げることとする。

東京の公証役場は、四三個所で、此処に九九人の公証人が勤務し、東京公証人会を結成している。公証人の仕事は、御承知のことと思うが、兎角、定型的、附従的契約が目につき、暇な隠居仕事のように誤解されているが、少なくとも、東京ではいろいろな特種な契約が持ち込まれ、検事が起訴状の訴因を決定するときのように、問題がなく、何処の裁判所でも通るように契約内容の表現に、ない知恵をしぼり、遺言では、遺留分の侵害の生ずる配分など頼まれ、子供達が承知する見通しや、紛争になってどうするつもりか、遺留分の制度など、老人に噛んで会める様に話すことも始終である。

こうして役場では、結構忙がしい上に、東京公証人会を結成し、之に、財団法人東京公証人協会、東京公証人合同役場があつて、それぞれの委員会や会務を分担し、法律問題でも、業務執行でも、東京が全国のリーダーとなるので、仕事量は多い。東京公証人協会の管理する、公正証書原本などを保管する国立書庫は、学員である横川陽五郎先生（現弁護士）が、中心となって奔走され昭和四三年建築されたもので、同先輩によつてのみなし得た偉業とされている。

公証人には、全国の公証人による、日本公証人連合会がある。東京の公証人は、その役員のなかばを出し、会務全

般を實質的に負担している。特に、本年は、公証制度発足百年に当り、種々の記念事業の實施に忙殺された。その一つに、公証制度百年史の發行があり、その編述の為に會員の岩田農夫男君は、編集主任を助けて、数個月に亘って毎夜深夜に起きて、朝まで作業に没頭され、同君なくしては完成出来なかつたと賞賛されたところである。

最後に、このように學員公証人は、他の公証人に率先活躍しているのであるが、その勤務場所を見ると、現在千代田区内一名、中央区内二名と、中心地の公証人が少ないこと、東京会の会長を経て、日本公証人連合会長に選出されたのは、前出の横川先輩（昭和四七年）と小生（昭和六〇年）の二人、東京会長には、金子満造先輩とゆうことは、いささか淋しいと云わざるを得ない。その理由が那邊にあるかは別として、中大法曹会の學員公証人への支持、御鞭撻を期待するところである。







## 法務検察部内における 中大法曹について

広島高等検察庁検事長

竹村照雄

検察官の定年は、検事総長の六五歳を除き、すべて六三歳である。会報第十一号が発行されるのは三月と承ったが、大正一五年（一九二六年）四月九日生まれの私は、発行の余端に三八年に及ぶ検察官生活を終え、弁護士の間に入り、をさせていただかねばならない。私が去ったあとの法務検察における中大法曹の最先輩は、川島興東京地検検事正（五期）会報が出る時は間違いなく検事長になっている筈である。）であり、本号の執筆者としては川島検事正が最適任である。しかし、編集者のご指名により、また検察にあって中大法曹会のみならず日法協など法曹三者の集まりへの関与につき、最も労をいとわなかったとの自負もあるので、敢えて私がお引受けした。以下は、法務検察における中大法曹の現状を述べ、各方面同志の。方々に御理解御支援をお願いするとともに、部内後輩に託する思いを吐露してみたい。

○法務検察部内における中大法曹の現状

法曹の意味を弁護士たり得る者として厳密に解した場合、中大出身の法曹たる検事長及び検事は、昭和六三年一月三〇日現在で二八九名である。これには、いわゆる「沖弁法」に基づく選考に合格して検事に任命された者三名が

含まれている。ほかに検察官特別考試に合格して検事に任命された者が二一名いるので、ひろく検事以上は三二〇名ということになる（ちなみに、特別考試による検事は、検事正一名を含め全国に五〇名いるが、その半数近くを學員で占めていることになる。苦学し、検察事務官となり、副検事となり、さらに努力を重ねて検事に至るわけで、その実務や人生における経験の豊富さからいっても、これらの検事に法曹資格を付与してもよいのではあるまいか。苦学力行の体験者の多い學員在野同志の御理解を得たいものである）。全国の検事以上の検察官は、法務省はもちろん外務省その他の機関へ出向している者を含め約一二五〇名（この中には裁判官から訟務その他へ一時検事に転官している者も多数含まれる。）であるから、その二五パーセント、四分の一を占めていることになる。中大創立百周年記念に際し、大学当局の求めにより調査した時は、中大出身者は三三〇名であったから、現在は若干減少している。なおその時当局から聞いたところでは、東大、早稲田大各約一〇〇名とのことであった。この比率は今でも大差ないであろうから、法務検察部内での中大出身者の占める割合は、数的には他大学を引き離していると言えよう。その質を檢察幹部の数によって云々するのは、独任官庁として直接事件の処理に当たることこそ生甲斐たるべき本分にかんがみればいかなものかと思われる。ただ法務檢察という組織体にあつて、組織としての總合力を發揮するという観点からみれば、幹部たることは、より広く活躍の場を持つということになるであろう。その意味で紹介すると、検事長以上の認証官一〇名中、中大は一名（東大七、京大一、慶大一）、検事正五〇名中一六名、検事正経験の高検次席検事及びこれに準ずる高検検事は一九名中四名、本省関係の次官、長官、法総研所長、局長、官房長クラスは検事ポスト一〇名中零となっている。結局検事正クラス以上をみると、八九名中二一名、二四パーセント近くであるが、頂上に近づくに従つて少なくなつており、東大出身が断然多く、京大がこれに次いでいる。検事正の主要なところでは、東京川島興、横浜水原敏博、神戸宮本富士男、名古屋設楽英夫、千葉押谷鞆雄の各検事正（いずれも部制庁）がいる。特に川島検事正は、ロッキード事件における東京地検特捜部長、同地検次席検事、東京高検次席検事等の檢察現場に

おける最も枢要のポストを歴任して、これは中大学員としては、山本清二郎先生以来のことであり、一層の活躍を期待してやまない。なお、次に検事正ポストに出る広島等四高検次席、大阪、横浜等三大地検次席及び支部長在職者等計八名が控えており、また東京地検には松田昇特搜部長が、本省では石川達紘会計課長が頑張っている。

#### ○今後の課題

検察陣営内にかくも多数の中大法曹が活躍しているのは、諸先生のためみない努力と実績、それに続いた後輩の活躍によるものであり、特に山本・河井時代、この両先輩の御指導に由来するところが大きい。ところで、司法試験を目指す全国各大学学生は多く、合格者の出身大学も多様化し、検事任官者のそれも同じく多様化しつつある。最近検事任官者の減少が憂えられており、少ない年で三四名、多くて五〇名に達するかどうかであるが、最近五年間についてみると、中大出身者は、昭和五九年四月（三六期）から同六三年四月（四〇期）まで、四名、一名、五名、八名、一三名の合計四一名で、年平均一〇名に充たず、往時に比し寂しい感じがする。一方合格者数の躍進を示している早稲田についてみると、一〇名、一名、一〇名、七名、六名の合計四四名で中大を追い越している。私はつとに、今に検察に早稲田の時代が来ると警告していたが、今や足元からそれが現実のものとなりつつある。聞くところによれば、早稲田大学当局が司法試験合格者の祝賀会を盛大に行い、席上大学側はもちろん、在野法曹の諸先輩も任官をすすめ、その大合唱の如き観を呈することである。各方面に人材を送り、多方面に活躍の場を求めようとする若々しい活力を感じるのは私だけであろうか。それにひきかえ、中大は従来の実績に安んじていないだろうか。老大国化し、そのこと自体が自覚されず、深刻に反省されないまま衰退の一途にあるのではなからうか。

私どもは、在野諸先輩に対し、任官増加について格別の御理解と御支援をお願いしたいと切に思う。それとともに、検察にある我々自身がその努力と実績により、検察の魅力を後輩に示すことが最も肝要である。そして、ここでさらに提言したいことがある。



かつて私学出身と分っただけで本省刑事局入りの話が消えたと聞いたことがある。政府機関の他省庁幹部の新聞辞令が圧倒的に東大卒業が多いのに、司法ではその他大学出身卒が時々出るのはいかかなものかと嘆いた官学出身裁判官があったと聞いたこともある。しかし、今や検察にそのような偏見は存在しない。中大出身者が刑事局にも入っているし、検察の重要ポストにも進出している。要は実力である。特に出身大学が今日のように多様化しているとき、戦前の我が先輩が味った私学出身者としてのいわれない苦悩を、同窓の少ない他大出身の仲間達に味ってほしくない。みんな検察の同志なのである。このような思いの中で、敢えて中大出身者に望むところがあるとすれば、それは、質実剛健の学風を発展させ、真に市民のこために、庶民のために、国民のために、ひろく各地の任地で検察第一線に生き抜く気概をその本質的な基盤にしようではないか、ということである。

(昭和六三・一一・三〇記)



# 選任評議員の推薦についての意見

—評議員の若返りと評議員会の在り方—



中央大学評議員

猪股喜蔵

一 選任評議員の若返り、活性化を図るべきだという意見は、今に始まったわけではない。

昭和五三年五月九日の評議員候補者推薦委員会の「申合せ」事項も、それまで長い間論議を重ねた結果、ようやく一つの結論を出して、「若返り」の方策を建てたものであった。

その申合せ事項である「評議員候補者推薦基準」の第四項に、新たに評議員に推薦する者については、年齢七十五歳未満、任期満了で再度評議員に推薦する者については、年齢七十五歳未満の者であること、として基準を設定した。

この申合せ事項の推薦基準に従って候補者が推薦されている限り、評議員の年齢の上限は七十五歳未満で、再任された者でも七十九歳を超えてはいないのである。しかし、この基準は、近年ますます空洞化され、原則が覆えざれているのである。それは、この第四項の但し書きの例外規定が、実は原則規定のように運用され、誰もが自分はその例外に該たるものと思いついて入っているからである。その但し書きというのは、「ただし、中央大学又は学員会に功労のあった者のうち、推薦委員会において推薦を適当と認める者はこの限りではないものとする。」という規定

である。その但し書きは、弾力的な運営をし、画一的基準による弊害を除去しようという趣旨からのものであって、それはまさにそのとおりで、相当な規定である。

但し書きの規定というのは、あくまでも原則に対する例外であり、その例外規定の運用は、申合せ事項ができた経緯と趣旨に照らし、厳格に運用されなければならないのは当然である。

二 選任評議員の定員が二百人以内というのも検討の余地があるところであるが、それはひとまず措いて、これを前提にして考えてみる。

評議員候補者は年齢七十歳未満の者を当然の前提とし、再任評議員について七十五歳未満というのは、この場合まず例外の規定である。そして、さらに例外規定を設けて、大学又は学会に功労のあった者のうちで、推薦委員会が推薦を適当と認めるものは、この年齢制限の適用を受けないということからすると次のようにいうことができる。

再任評議員で年齢七十五歳を超えて適当と認めるについては、①大学又は学会に功労のあったものという、その功労の内容についてまず検討されなければならないし、②それとの関連でその人数、③そして、再任の回数、限度も吟味されなければならない。一般の意見を聴いた結果によると、再任評議員で七十五歳以上の学員を推薦する場合において、理事長、学長又は学会会長の職にあった者については、評議員会に出席することが可能である限り、特に再任の回数を制限する必要はなからうということである。しかし、それ以外の者については、功労者に該当するとしても七十五歳を超えるものについては、すべて一回限りとし、かつ、その人数も七十五歳以上の評議員は全体の一割の範囲に限定すべきである。一回限りということにした場合に多少実情に合わないもので、理事長、学長、学会会長経歴者に準ずるものについては、さらに例外的に二回に限って推薦をすることとする。

三 これを要するに、年齢七十五歳以上の選任評議員は、全体で一割以下に限定されるように、「推薦基準」を厳格



に運用されるよう評議員推薦委員会にお願いをしたいものである。

次に、評議員の若返りについて年齢別、卒業年次別に熟年・実年を中心に均衡がとれたように推薦がなされるべきである。七十五歳以上の推薦を一割として検討してみると、五十五歳以上六十五歳未満のものを全体の三割とし、これを中心勢力とする。六十五歳以上七十五歳未満のものと、四十五歳以上五十五歳未満のものを、それぞれ二・五割宛、そして二十五歳以上四十五歳未満の候補者を、七十五歳以上の候補者と同じく一割とする。

平成元年度を初年度とし、二年度及び三年度の改選時にかけて、このように、まず年齢別に均衡がとれた人選をすべきである。

四 次に、評議員会に、評議員会をして十分にその機能が達成されるように、例えば、「財政健全」、「教育宣伝」等の委員会を設置し、評議員会において報告をし、又は諮問に答えるように、活動と運営を強化することを早期に検討すべきである。併せて、去る三月十八日開催された評議員会において、私が発言通告をして趣旨説明した「退任評議員の表彰、名誉評議員制度の創設及び評議員会の活性化について」この際まず評議員推薦委員会において検討をされるよう希望するものである。

なお、そこで、私が発言通告した内容につきに掲載して、その参考とする。なお、去る四月二十五日開催された「評議員選考委員会」において、私は強く以上の要旨に基づいて発言をしましたが、次回に再び申し送られることになったのは、残念です。

## 発言通告

「退任評議員の表彰、名誉評議員制度の創設及び評議員会の活性化について」

一 選任評議員として永年在任され、功勞の顕著な方が数多く存在しており、常に後輩に範を示しておられます。こ

れらの方が年齢や境遇で退任される場合に、大学として表彰をし、もってその功績を顕彰するのを相当と考えられますが、これについて理事長のお考えをお聞きしたい。

二 次に、学員の中には大学経営の現状に鑑み、その将来について建設的な意見を開陳するため、評議員を希望される方が多数おられます。現在まで行われてきた選任評議員の選考の経過を見ますと、「再任」者の選考が圧倒的に多く、いわゆる既得権の感じさえあります。経験を豊かにもち、徳望の多い学員が多数評議員に留任されることは、大学として、また後輩としてまことに頼もしく感じられますが、他面若くて新しい感覚の後輩進出の道が、そのため閉ざされるという面も軽視できない実情です。

若くして新しい評議員をそれなりに加えていくことは、広く意見を聞き、学員・全学的意見を反映するために必要であると思います。学校法人中央大学基本規定（寄附行為）第二十七条第一項に選任評議員は二十五歳以上の学員のなかから選任するという規定は、実はそのことを期待していると判断されます。このように、評議員の若返りそして評議員会の活性化を図る必要があります。

三 そこで退任評議員にしてさらに功績が顕著な方で、本来はもっと在任してもらいたいという方に「名誉評議員」に委嘱する、という制度を創設してはどうか、というこれは意見として申し上げます。

これについては、基本規定の一部改正が必要になるかと考えられますが、その場合は、第五章評議員会の第三十四条の次に第三十四条の二（名誉評議員）の規定を追加し、その内容を次のようにすべきであると考えます。以上意見を申し上げます。

### 第三十四条の二（名誉評議員）

1 評議員会は、評議員として功労のあつた者を退任後名誉評議員に委嘱することができる。

2 名誉評議員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることができない。

- 
- 3 名誉評議員に対する評議員会の通知は、あらかじめ出席の届出があった者に対して行う。
- 4 名誉評議員に関する規則は別に定める。





# 法務行政内における中大学員



公 証 人 三 上 庄 一

(元前橋地検検事正)

早いもので、私が検事生活を終えてから四年半の歳月が流れた。私の在官年数は三三年余であるが、これはまず標準的な勤務年数であろう。勤務先別になると、検察庁二四年、法務省関係六年、司法研修所三年ということになる。この間に接した先輩、同僚、後輩の中大学員は、数にしてどの位になるのだろうか、自分でも見当がつかない。そのうちの一人に、山崎恒幸さんがいる。山崎さんは、札幌地検検事正を最後に退官、公証人を停年まで務められ、その後弁護士を登録されていた。私の敬愛する先輩学員の一人であった。しかし、大変残念なことに、山崎さんは昭和六三年一〇月病没された。同月下旬と行われた葬儀の際山崎さんに捧げられた弔辞のなかで、同氏が検事職中数々の重要事件特に公安関係事件を手がけられ、首都の治安維持に功績をあげられたことが讃えられていた。その事件の一つとして紹介されていたいわゆる『一〇・二一新宿騒擾事件』は、私としても山崎さんらとともにその共同捜査に従事しただけに、思い出の深いものがある。この事件は、昭和四三年一〇月二一日の夕刻から翌二二日の深夜にかけて、数千名の学生・群衆が国鉄新宿駅及びその周辺において、構内に乱入、線路上、駅舎などを占拠し、放火、投石、破壊の限りをつくし、五百数十名が検挙された事案である。あの当時東京では、学生らの大量検挙事件等が相次いで

治安情勢は緊迫し、また、東京地検でも自庁だけでは到底手に負えず、全国の検察庁から応援を得てこれら事件の捜査処理に追われる状態であった。そのなかでもこの事件は、検挙者の数といい、捜査専従者の人員数といい、最大規模の事件であった。その捜査活動は、まさに不眠不休の連続であった。いま考えても、よくぞ体が持ったと思う。

この事件の所管部である東京地検公安部の当時の幹部は、部長外村 隆氏（その後各地検検事を歴任、最高検公判部長を最後に退官、現在公証人）、副部長が山崎恒幸さんと私であった。また、当時の刑事部副部長竹村照雄氏（現広島高検検事長）が、いわゆるメーデー騒擾事件公判立会の経験を生かして、応援に参加されていた。いずれも中大学員である。なおまた、この捜査陣営に加わった検事のなかでも、多数の中大学員が活躍された。いふなれば、この事件の第一線における捜査遂行には、中大学員が主力になって当たったといっても過言ではない。

ところで、法曹会発行の昭和六三年九月一日現在の職員録によって、中大学員の検察庁における主要メンバーをみると、私の記憶、計算に誤りがなければ、検事長一名（近々二名となる時期があるものと期待される）、検事正一三名（うち東京高検管内五名）、高検次席四名（うち検事正経験者一名）となっている。それに続いて中堅、若手検事が多数名を連ねている。まさに一大勢力といつてよいであろう。一方、法務省の課長以上としては、外局本庁に二人の名をみるのみである。また、法務沿革誌第四卷（昭和四六年一月から昭和五五年一二月まで）付録の『法務職員、検察庁職員概覧』によって、右期間における在職者のなかから中大学員を数えてみると、検察庁職員では、次長検事一名（説明を要するまでもなく、現中央大学理事長山本清二郎先生である。山本先生はその後大阪高検検事長を最後に退官された。）、検事長四名（山本先生を含む。）、検事正六四名（ただし、このうち若干の方は数か庁を歴任されている関係で、この数は実数ではなくいわばのべ数である。）であり、他方法務省の課長以上では、本省で一名、外局（地方支分部局を含む）で五名、となっている。このようにして、中大学員の検察における活躍ぶりには刮目すべきものがある。冒頭にふれた新宿騒擾事件のことは、その一こまという意味で紹介した次第である。

さて顧みると、私が最初に東京地検へ転入したのは昭和三〇年で、まだ検事四年生の若輩であった。当時東京地検の幹部として、次席検事田中萬一、特捜部長山本清二郎、刑事部副部長河井信太郎といった先輩学員らが活躍しておられた。そして中大出身者の送別会、歓迎会などで集りがあると、その席上ではきまって河井先輩などが私共にはっぱをかけて下さった。要するに、われわれ中大出身検事が検察庁特に東京で官学出身者と互角に太刀打ちをするには、同じ程度の勉強、努力をしていたのでは通用しない。彼らの二倍、三倍の努力をしてはじめて同列に評価され、あるいは追い抜くことができるのである。田中先輩、山本先輩がそのよき手本である。諸君はこのことを銘記して奮勵努力せよ、というのがその趣旨であった。まだ二十歳台の新米検事であった当時の私としては、正直言ってまたかと思つたこともあつた。しかし、その後の検事生活を送るなかで、こうしてしつた激勵され訓されたことがどの位役に立つたか、有難く思つたことであつた。

率直に言つて、検事のなかでもいわゆる本省組と称せられる人達をみてきた感想としては、総じて能吏タイプの人々が占めており、多くの中大学員の検事とは若干肌合いを異にするように思う。中大学員の検事は、検察の現場において、その中核として冠たる業績をあげて来られたし、現に各ポストで存分の活躍をしておられる。私は、それで立派に社会的使命を果しているものと自負して然るべきだと思う。どうか学員の方々が、わが国検察のためますますご健闘あらんことを念願してやまないものである。

(一九八八・一一・三〇記)



# 中大法曹と検察

(検事三五年生の感懐)

高松高等検察庁検事長

川島

興

(前東京地検検事正)

私は第五期司法修習生を終了して昭和二八年四月検事に任官し、東京地検における一年間の新任検事を振り出しに今日まで三五年余の検事生活を続けている。中大法曹の現職の先輩検事としては、現広島高検検事長の竹村照雄さんがただ一人おられることになってしまった。検事になったのがつい昨日のように思えてならないのに、いつの間にか検事生活も終点に近づこうとしている。

私が新任検事当時の東京地検には、次席検事の田中万一さん(後に最高検刑事部長・故人)、特捜部長の山本清二郎さん(後に大阪高検検事長・現中央大学理事長)を始め多数の中大法曹の先輩検事がおられ、検事としての心構えを指導してくださった。新任検事指導官の河井信太郎さん(後に大阪高検検事長・故人)も中大法曹の先輩で、検事として箸の上げ下ろしから始まるご指導をいただいた。その後地方に転出しいくつかの地検に勤務したが、私が横浜地検小田原支部の検事るとき山本さんが同地検の次席検事としておられ、また私が三度目の東京地検勤務のとき同地検の次席検事がやはり山本さんで、その都度ご懇篤なご指導をたまわった。私が今日で言うA庁検事として東京地検勤務をしていた当時、いわゆる応援検事として特捜部の仕事をすることがあるが、そのときの特捜部副部長が中大法

曹の先輩の浅見敏夫さん（後に東京地検刑事部長・現弁護士）で、特捜検事としての手ほどきをしていただいた。また刑事部所属のときの副部長がやはり先輩の佐藤忠雄さん（後に最高検刑事部長・現弁護士）で、検事の仕事全般に亙りその基本を徹底的に指導していただいた。その後私も特捜部検事の一人に加えられたが、そのころ特捜部の中核をなす敏腕検事で、間もなく同部副部長となり、多くの著名事件を手がけられた栗本六郎さん（後に大阪高検検事長・現弁護士）も中大法曹の先輩で、その力量の一端を垣間見ることができたのが幸せであった。少し後になるがやはり先輩の田村秀策さん（後に大阪高検検事長・現弁護士）が特捜部長のとき私はその下で副部長を勤め、田村さんから部長としての在るべき姿を学ぶことができた。このように私は常に中大法曹の先輩から温いご指導を受けて今日に至っているものであり、心より感謝している次第である。

また中大法曹の後輩の検事諸君も極めて優れており、私は絶大なる支援を得ている。現在私が検事正として勤務する東京地検に限ってみても特捜部長の松田昇君、公安部長の友野弘君、公判部長の土屋守君、総務部長の佐野真一君といった特Aクラスの優秀な検事諸君がおり、また副部長以下新任検事に至るまでの中大法曹の検事諸君もすべて粒ぞろいの優秀な検事ばかりで、よく検事の職務を遂行してくれている。

この拙文は、中大法曹会会報編集委員長の野宮利雄さんから依頼されてあえて筆をとったのであるが、野宮さんは中央大学で机を並べて司法試験の受験勉強をした仲間で、私の最も畏敬する友人の一人である。野宮さんが衆望を担って第二東京弁護士会会長に就任された年、私は東京高検次席検事の職にあったので、司法協議会等で野宮さんにはしばしばお目にかかるようになり、あらためて中大法曹の一員であることの自覚を強くし、かつ、野宮さんの法曹としてのご活躍に対し一層畏敬の念を深くしたのであった。

ところで近時司法試験の難しさが社会の関心を引き、法務省において試験制度の改革を検討しているところであるが、司法試験に合格することが法曹になるためのほとんど唯一の道であることからすれば、多数の法曹希望者が存在

する以上競争の原理によってその合格が難しくなることは容易には避けられないところであろう。しかしながら法曹になるということは、その時点で無限に可能性のあった自己の人生を裁判官・検事・弁護士という社会全体から見れば一握りの有限の領域に限定してしまうということにもなるのである。法曹一元といわれているがその発想の原点も案外この辺にあるのではないかと考えている。私も検察の一員であると同時に法曹の一員であり、そして中大法曹の一員でもある。私は法曹の一人一人がこの辺に思いをいたし、それぞれの領域において自己の職分に全力を尽くすことこそ、我が国法曹の充実と発展に寄与するものであらうと信じている。

検事としての残生は少なくなつたが、法曹としてあるいは中大法曹としてはもうしばらく皆さんのご指導を仰がなければならぬというのがこの拙文の「落ち」となつてしまつたようである。妄言を深くお詫びする。

(昭和六三年一月目黒東山の官舎にて)





# 司法試験制度改革問題の 諮問を受けて

大学問題委員会

委員 長

藤井光春

法務省は昭和六二年四月法曹基本問題懇談会（法曹懇）を設置し、司法試験制度の抜本的見直しが焦眉の課題であるとしてこの試験制度の改革に着手した。その理由には、我が国の法曹界に対し指摘されている問題点として、社会の高度化、国際化に対する法律家の対応が十分でない事、諸外国に比べ法律家の数が少く、国民にとって縁遠い存在となっていること、司法試験の合格が高年齢化していることの三点を挙げている。

法曹懇のメンバーは一三名で、清水司前早大総長、川口弘前中大学長の外は全員東大法学部出身であり、法曹懇は四月から月一回の割合で会合して年末には司法試験制度改革のための答申をする予定といわれていた。もっとも結果的には法曹懇の最終会は昭和六三年三月八日になってしまった。

私どもは法曹として、また常に一、二位で司法試験合格者を出している中央大学のOBとして、この問題を敏感に受けとめたことは申すまでもない。中大法曹会執行部は川口先生をバックアップし、また母校に意見具申すべく大学問題委員会に対し司法試験制度改革問題につき諮問した。同委員会は小委員会を設け、その委員長に柳沢義信弁護士

士（一弁）を委嘱し、諮問から答申まで期間が極めて短いため、迅速な資料収集、討議の集中に努めて頂いた。

特に数々の意見の整理のため年末、年始多忙な折りにも拘らず若手会員から骨身を惜しまない協力を受け、昭和六三年二月二三日法曹人口増加問題と受験回数制限の二点に絞り、他の問題は学研連の研究に譲ることとして中間答申をすることができた。その内容は現在の司法試験制度を改革しないで合格者を約六〇〇名に増員し司法研修所の物的設備が整い次第更に一〇〇名を増加し約七〇〇名を合格させる、しかる後、数年間その実績を見て法曹人口の増加の要否を検討する。回数制限には多くの疑問があるところから見合せるべきであることを提言している。詳細は資料を参照されたい。

右答申までの間には法曹懇の川口先生との意見交換、中央大学法学部教授の方々との会合も持つことができて極めて有意義であった。おかげで川口先生にも法曹懇に対して中大法曹の意見を反映して頂き、中央大学に対しても司法試験合格者の最大の集団として効果ある意見具申ができたと考えている。

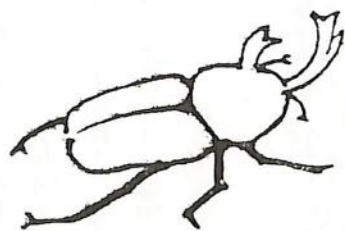
法務省は法曹懇の意見を受けて昭和六三年四月一三日法務大臣官房人事課長試案名下に司法試験改革試案を発表した。右試案は遺憾ながら受験資格を「連続した三年以内に三回以内」に制限し、大学推薦制度を導入し、これらを前提として合格者を増加することを骨子としていた。

小委員会での多くの委員の意見は、法務省が法曹懇設置の背景として挙げた三つの問題点はともかくとして、同省が焦眉の急として危惧しているのは寧ろ司法試験合格者の「検察離れ」であり、司法試験合格者の若年化を図って検察官志望を確保するにあるとの穿った見方であった。しかし東弁司法問題ニュースも指摘するように検察官任官者の減少及び中途退官者による検察官不足は誰しも認めるところであり、司法に責任を持つ法曹三者が深刻に考えるべき問題である。裁判官不足の点も弁護士は勿論、外部からも指摘されており、弁護士の数もまた法律事務独占の立場から法曹懇設置の背景的理由をも配慮した場合、果して適正規模であるのかどうか、法曹三者の実体を調査、検討の

上、国民の負託に答えられるようにコンセンサスを得ながら長期的展望を持つは当然であるがこれを基底に据えた当面の具体的対応もしていくべきものと思う。

このことを疎かにするならば検察官の分離養成へ発展する危険性もなしとしない。これが杞憂であることを望みたい。

司法試験制度改革問題は昭和六三年一二月から日弁連、最高裁、法務省の三者協議の場で討議されることとなった。中大法曹のこの問題に対する意見は、学研連において更に深められた意見と合せて、三者協議の討議にも寄与できれば幸である。





## 委員会活動と回顧

中央大法曹会法職教育検討委員会



委員長 市川照巳

一 はじめに

当法曹会の提唱により、本学の司法試験合格者の長期凋落傾向に歯止めをかけ、ひいて本学に司法試験合格者首位の「栄光の座」を取り戻すため開講された「中大法職講座」は今年で満五年の節目を経過しました。

この間当法曹会は、只管母校の発展興隆を願う一念から不躓を願みず大学当局に対し「法職教育の強化充実に關する意見書」等を提出し、あるいはこれが運営機関である中央大学「法職講座運営委員会」に法職講座の強化充実策等を提言して法職講座をバックアップしこの制度の早期確立に努力してまいりました。

そして、これまで多少の紆余曲折、試行錯誤はあったものの、去る昭和六三年四月に行われた司法試験をめざす新入生のための「昭和六三年度法職講座開講シンポジウム」や、同年五月にはじめて二年次生以上を対象として開講した「答案練習講座一期（自宅、土曜）」には、予想を上回る多くの参加者を得るなど、いよいよ地に着いた実を挙げ、漸く草創期から脱して発展期に入る基盤が醸成され学生の期待に応え得る制度となつてまいりました。

これも一重に関係者のご努力はもとより会員の皆様の日頃のご支援ご協力の賜であり、衷心から厚くお礼を申し上げます。

なお、私は前年度に引き続いて委員長にご選任を頂いておりますが、残された任期中、初心を忘れずできるだけ努力をしたいと決意を新たにしていますので、会員の皆様にはよろしく御指導、御協力の程をお願い申し上げます。

## 二 活動状況等

それでは本年度（昭和六二年、六三年度）における当委員会の審議及び活動状況について報告いたします。

### (1) 活動の基本方針

当委員会は昭和六三年九月及び一〇月に開催した委員会において、本年度の活動方針ないし目標について慎重審議し全会一致で、当法曹会が去る昭和六〇年五月一三日付をもって大学当局に提出した「中央大学法職教育の強化充実に関する意見書」に基づく三つの要望事項（①法職専門コースの新設、②法職講座の強化充実、③中大駿河台記念館における法職講座の開設）の早期実現化こそ当委員会が対処すべき緊急課題であることを確認したうえで、前年度に引き続き右意見書に基づく建言事項の迅速かつ実践的な運動の展開を基本方針として採択いたしました。

### (2) 審議及び活動の状況

当委員会は前記基本方針に基づき、昭和六二年九月から今日までに（同六三年一二月現在）一三回にわたる委員会を開催して、これが具体的方策や委員増員による組織強化等を検討する傍ら、「学研連」「法職講座運営委員会」との間でもいわゆる「合同懇談会」形式の協議会等を持ち、右建言事項等の早期実現化に向けて努力を傾けてまいりましたが、本年度における主要な活動ないし実績は以下のとおりであります。

(a) 委員の増員による組織強化

ご承知のように当委員会は、「中大法職講座運営委員会に協力する」目的をもって、昭和五八年七月に、委員の構成を、東弁ブロック四名、第一弁並びに第二弁ブロック各二名、裁判所並びに検察庁ブロック各一名、計一〇名の外に、当法曹会選出の中大法職講座運営委員会委員一名を加え合計一一名の委員（規則三条）として発足いたしました。

しかし、翌五九年四月には、当委員会の名称を現名称（旧名称は法職講座運営協力委員会）に変更すると共に、これが事業目的に「法職を目的とする中大学生及び卒業生に対する法職教育について調査、検討及び協力する」を追加して、活動範囲を拡大したことなどから、委員定数を増員して組織強化し、とくに受験界の実情に詳しい少社会員の叡知を結集する必要に迫られました。

そのため前年度（同六〇年、六一年度）の委員会は、これが強化策として当初から毎月一回委員会を開催して、法職教育全般の問題についても審議するなど、対応していましたが、何分にも委員数が寡少のため、いわゆる法曹三者の意見を汲み取り、特に近時の情勢に精通する少社会員の意見を糾合するには、必ずしも十全ではなかった。

本年度の当委員会はこの問題を解消するため第三回委員会において、当委員会規則を改正して委員の定数を二一名（その内訳は前記ブロック選出の委員数を従前の二倍）としていわゆる組織強化する議題を審議し全員一致で承認されたので、当法曹会執行部にその旨を具申すると共に、同六二年一月三日開催した当法曹会第二回幹事会において、当委員長から委員数の増員方を緊急提案し全会一致で採択されました。

その後、会則改正委員会においてこれが規則の改正方について検討が進められ同六三年五月二十五日開催した当法曹会（昭和六二年度）総会に付議されて原案どおり承認可決され、ここに当委員会は従前の二倍（二一名



以内)の委員をもって構成・運営されることになりました。

今日では新進気鋭の会員の参加協力を得て旧に倍する活発な活動が行われております。

(b) 合同懇談会の開催

先例によれば、法職講座運営委員会は、次年度に開講する法職講座のいわゆるカリキュラムを策定した時点で合同懇談会を開催して当法曹会や学研連側の意見等を徴する機会を設けていたのであるが、本年度は緊急に対応すべき司法試験制度の改革問題等を抱えていたためか、同運営委員会主催により学研連も含めた合同懇談会を持つこととし、懇談会のテーマ等について審議する傍ら同運営委員会等と交渉して、漸く同六三年六月一日午後五時三〇分よりNHK青山荘において合同懇談会を開催いたしました。

この合同懇談会には、大学側から外間法学部長、木内宣彦法職講座運営委員会委員長及び永井和之(商法)、広瀬克巨(民法)両教授も出席され、総勢三二名の参加を得て、①昭和六三年度法職講座の特色、②司法試験制度の改革と法職講座の在り方、及び③中央大学駿河台記念館における法職講座の開設、の三点について三時間余にわたって忌憚のない質疑や意見を交換いたしました。

そして前記①の問題については、累年改善されて受講生に密着した講義が行われていること、前記②の問題については、慎重に対応すべきこと、また前記③の問題については、後記(c)のとおり進展する運びとなり、極めて有意義にして、かつ今後当委員会の運営上多大の参考となる討論が行われ、稔りある成果をおさめ午後九時盛会の裡に終わることができました。

(c) 中央大学駿河台記念館に法職講座研究室の設置

本学の過去における重要な受験指導の在り方は、学研連を主体とする先輩による後輩の指導であったと云っても過言ではない。

ところが大学施設の多摩移転によって、いわゆる「司法試験受験の予備軍」のうち、とくに卒業生は大学施設の利用が地理的にも不可能となり講義を聴くこともできず、各々が孤立し、大学はもとより先輩・後輩等の交流も少なく意欲のあるものは止むなく受験産業に通う現状だと取沙汰されていました。

当法曹会はかねて、これが抜本的解消策として、前記意見書等をもって大学当局に対し、「駿河台跡地」に建築が予定されていた「中央大学駿河台記念館」を開放して研究室等を開設し、学研連傘下の研究室制度の補充ないし競争制度の設置を強く要望してまいりました。

その結果大学当局は、去る一月一六日完成竣工した「中央大学駿河台記念館」の六階（定席一〇八名）に司法試験をめざす諸君のための名称「法職講座研究室」を開設されました。

大学側はこの研究室の運営を「法職講座運営委員会」に委嘱し、同委員会は次のような方針で運営されることになっています。

すなわち研究室は明年度（昭和六四年）司法試験最終合格をめざす本学卒業生及び学生に年間を通じて貸与し、定席の利用料は月額五千円、研究室では自習の外に本学出身の弁護士等によるセミナーなどを実施し、また新進気鋭の合格者による適切なアドバイスを指導も行う。

そして「法職講座運営委員会」は、この方針に則り既に去る二月上旬までに、厳しいいわゆる「入室選考試験」を実施し、今日ではこの試験にパスした一〇八名（但し二三名は研究室の設備の都合で昭和六四年二月から）の研究生諸君が入室して日夜研鑽を重ねております。

### 三 結びとして

紙幅の都合で重要事項の報告にとどめましたが、振り返ってみると、本年度は前記意見書に基づく三つの要望事項のうち緊急課題であったいわゆる「OB対策問題」は「法職講座研究室」の開設によって一挙に解消され、司法

試験受験予備軍の前途にも大きな曙光が輝くことになりました。

尤もこのことにより、今後当法曹会は従来開講中の法職講座のバックアップに加えて「法職講座研究室」の運営についても協力支援を送らなければならないこととなり、これが責務は倍加され当法曹会が背負い果たすべき責任は極めて重大であります。

漸く礎石が確立しようとしているこの「法職講座」の代名詞的立場におかれる「法職講座研究室」に名花を咲かせ、ひいて中大法学部の象徴とさせるか、それとも自滅の道を辿らせるかどうかは、一重に当法曹会の双肩にかかっていると云うも過言ではない。

従来学研連傘下の研究室は、その各自の独自性と自主性を強調するあまり法職講座についてやや消極的な姿勢で終始していたが、昭和六二年以来法職講座の積極的な利用方針を基本方針に組み込みこれが推進を活動方針とすることに転換し、すでに法職講座の前進発展のため積極的に協力体制に入っております。

今こそ当法曹会は学研連と一致協力して法職講座運営委員会を全面的にバックアップし、合理的な講座を配するなどして司試験生の実力を向上させ「法科の中央」の名を不滅のものとさせたいものであります。

(昭和63・12・21記)